

御指名いただきましたので、陳情第1－4号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義および憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情書について、日本共産党会派を代表して、陳情を採択すべきとの立場から賛成討論を行います。

辺野古新基地建設については、実に様々な角度から問題が提起されています。沖縄の基地負担の歴史的な視点、海の埋め立てという環境破壊の視点、活断層の疑いや軟弱地盤へ対応など技術的課題の視点、沖縄県の試算で運用開始まで10年以上かかり、その事業費は2兆5500億円にもなるというお金の問題、お金の問題といえは3日前の6月25日に報道により発覚したのは、沖縄県の選挙区から立候補した自民党の三議員の政党支部が、辺野古の基地建設の関連工事を請け負った業者から、献金を受けていたという問題もあります。そして、今回の陳情で詳しく述べられている、憲法と地方自治の問題です。

特にこの憲法と地方自治の問題は、米軍横田基地をかかえる福生市としてはまったく人事では無い、絶対に見過ごしてはならない問題です。

地方自治法の第1条の2「地方公共団体の自主性」は、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における自主性を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。・・・地方公共団体に関する制度の策定及び政策の実施に当たって、地方公共団体の自主性が十分に発揮されるようにしなければならない」としています。

憲法95条では、陳情にもあるように、住民投票を義務づけ、地方の優位性を保障するものです。だからこそ、国はその原則に基づき自治体の自主性と自立性を尊重し話し合いを通じて打開の道を見出すようにしなければならないのです。しかし、現状は沖縄県の民意が何回も示されたにもかかわらず一方的に辺野古新基地建設工事を強行しています。そのような国の姿勢は「県民の自主性や自立性を尊重している」とはとていえず、国の都合で権力により自治体を一方的に従わせるような手法は地方自治の理念を著しく損なうことになります。

地方自治においてとりわけ注目されるのは基本的人権の保障です。米軍基地が集中する沖縄では、この基本的人権の保障が日常的に脅かされています。自治権の侵害、憲法違反が日常的に行われていきます。政府が民意を無視して辺野古新基地工事を強行することは基本的人権をおろそかにし地方自治を破壊するものです。地方自治体は住民の命と暮らし、人権の保障、福祉の増進に責任を持っています。地方自治が尊重されてこそ地方自治体の責務が全うされるものと考えます。地方自治法は全国の自治体の指針であり自由と民主主義の原点です。

今回の陳情に反対するということは、沖縄県民の民意を無視することに繋がり、そのつながりは、同じ米軍基地をかかえ、その負担軽減に取り組む福生市とわれわれ福生市民の民意が届けられなくなる、沖縄同様に福生市民の人権無視を容認してしまうという激しい矛盾を生み出すと考えます。本来私たちは同じ苦しみを共有する仲間です。であるならば、沖縄県民の心に寄り添い、地方自治を推進する立場として賛成せねばならないと考えます。

以上のことから、本陳情については、日本共産党会派として採択すべきであると述べて賛成討論とします。